

浜松市分別収集カレンダー広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市分別収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）への有償広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載を行う広告媒体はカレンダーとし、詳細については別紙による。

(申込可能な者)

第3条 カレンダー広告の掲載申込みをできる者は、以下の基準を満たすものとする。

(1) 浜松市広告掲載基準（平成18年12月3日施行）の規定を満たす者

(2) 浜松市内に本社又は事務所等のある個人事業主又は法人

(3) 個人事業主の場合はその者、法人の場合はその法人について、市税の未納がないもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦4.0cm×横27.0cm（1枠）

(2) 色 4色刷り（フルカラー）

(3) その他 広告枠内の左上隅に、縦0.5cm×横1.0cm以上で「広告」と表示すること。

(広告の掲載位置)

第5条 広告を掲載する位置は、浜松市分別収集カレンダーの表面最下部とする。

(広告の掲載期間等)

第6条 広告は各使用年度の前年度末に発行予定のカレンダーに掲載するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料については、原則として広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の希望価格とするが、浜松市長（以下「市長」という。）が最低価格を定める。

2 広告主は、広告掲載料を指定期日までに納付するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。

2 市長は、公募に代え又は公募とともに、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載案内による募集をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 カレンダーへの広告掲載希望者は、広告企画書（第1号様式）により、直接又は郵送で、指定の期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲載の可否)

第10条 広告掲載の可否の決定は、浜松市広告審査委員会の審査を経て、市長が行う。

2 市長は、広告掲載希望者数が掲載枠を超える場合は、金額の高いものを優先する。また、同額の場合は、抽選により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果並びに掲載内容及び条件等について浜松市分別収集カレンダー広告掲載決定通知書（第2号様式）又は浜松市分別収集カレンダー広告非掲載決定通知書（第3号様式）により広告掲載希望者に通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告主は、市長の求めに応じ、掲載内容及び条件等を掲載した浜松市分別収集カレンダー広告掲載承諾書（第4号様式）を提出し又は浜松市と契約を締結するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿（完全版下原稿）を市長が指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿（完全版下原稿）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審議及び協議)

第13条 広告の内容及びデザイン等については、浜松市及びカレンダーの信用性及び信頼性を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現については、市民が浜松市の事業であると錯誤しやすいものは禁止する。

(広告内容等の変更請求)

第14条 市長は、広告の内容及びデザインが各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第15条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(3) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触しているときで、前条の規定による変更にもかかわらず、基準を満たすことができないとき。

(4) その他、カレンダーへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載が取り消された場合において、広告主に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという申し立てがなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年６月１日から施行する。

浜松市分別収集カレンダー広告募集要領（令和８年度）

広告掲載媒体について

広告掲載媒体	令和８年度浜松市分別収集カレンダー
規格	A３判
発行部数（紙面）	４９３，２００部
発行頻度	年１回
配布予定日	令和８年２月上旬
内容	市民に対しごみの収集日及び分別方法等を周知するもの
配布方法等	①各戸配布約３６万世帯（令和７年５月１日現在）及び市役所、区役所等への配架 ②浜松市公式ホームページにPDFで掲載 【参考】
発行元	一般廃棄物対策課
配布エリア	浜松市内

その他

入稿期限	令和７年１１月中旬予定
入稿ファイル形式	PDF ファイル及びillustrator ファイル

【参考】令和６年度浜松市分別収集カレンダー ダウンロードページアクセス数

- ・カレンダーNo.１～４９（３６種） ※抜けているNo.有り
月平均：約 ２４，１０７ アクセス （令和６年４月～令和７年３月実績）

- ・「令和７年度浜松市分別収集カレンダー No.1」ダウンロードページ（下記 URL）

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ippai/gomi/dashikata/calendar/07/202501.html>

※浜松市広告掲載要綱、浜松市広告掲載基準を遵守してください。